

事業費補助金調査票(表)

補助金名	医療機器整備補助金
------	-----------

担当課	健康こども部 健康増進課				
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業
	01	04	01	01	20 - 01
事業名	地域医療対策事業				
新規・継続の別	継続				
補助・単独の別	市単				
補助の種類	事業				

R2実施計画額	24,374	千円
R1 予算額	37,148	千円
H30 決算額	0	千円
H29 決算額	52,420	千円
H28 決算額	0	千円
H27 決算額	14,271	千円
H26 決算額	46,264	千円

事業の趣旨・目的	三次救急指定病院としての役割を担うとともに、公的医療機関に指定されている成田赤十字病院に対して、日々高度化している医療水準に対応し、先進的な医療を提供するための、高度医療機器の整備に係る経費を補助することにより、市民により安全で高度な医療を提供するとともに地域医療の向上を図る。			補助対象者	【補助対象者】	成田赤十字病院	
	開始年度	平成	24 年度		【補助対象経費】	・高度医療機器の整備に係る経費 (平成30年度から令和2年度の整備予定) 当初計画総事業費 345,932千円 平成30年度 0千円 実績 令和元年度 115,905千円 7機器 令和2年度 106,053千円 7機器	
根拠法令等				補助率	【補助率】	・(患者数割)補助対象経費の1/2 成田市患者数+印旛郡市以外患者数	
留意事項					【国県等の補助率】	市単独補助事業のため、国県等の補助なし	
決算内訳	平成 30 年度決算額等 (単位:千円)			成果指標	【近隣自治体の補助率】	・印旛郡市9市町が、成田赤十字病院の患者割合に応じて負担。	
		金額	件数		割合	成果指標	成果指標: 成田市入外来患者取扱数 (単位:人)
	全体事業費	0				年度	数値
	うち市補助金	0	0		0.0%	平成30年度	9,678.0
	うち国補助	0			0.0%	平成29年度	9,382.0
うち県補助	0		0.0%	平成28年度	9,070.0		
自己負担	0		0.0%				

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	エ. その他市民の利益に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標である、「健康で笑顔あふれるまちづくり」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	成田赤十字病院は市民の健康を守る拠点病院であり、安心して医療を受けられる地域医療体制の確保に重要な役割を果たすため。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の市補助率は1/2以下である	はい	患者数割合のほか、印旛郡市以外の患者割合分を負担しているが、空港などの救急患者や外国人の受け入れを行っており、病院、空港の所在する自治体として対応の負担をしている。
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	高い	
明確性	個別の規則が整備されている	いいえ	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	いいえ	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	—	令和元年度中に要綱を策定する。
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	はい	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	成田市入外来患者取扱数 H28:9,070人、H29:9,382人、H30:9,678人
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	成田市の入外来患者取扱数は増加傾向にあることから本事業は有効と考える。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている(補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でない認められる経費	はい	
課題	・個別の補助金交付要綱の整備又は改正が必要である。		
最終評価	改善		
評価者所見	成田赤十字病院は市民の健康を守る拠点病院であり、医療水準の維持や医療の質を高めるため医療機器の整備を行うことは、疾病の早期発見、早期治療に有効である。国県の補助対象については病院が毎年補助申請をしており、交付決定となった場合は市町の補助金を減額することとなっている。 市民に安心安全な医療を提供するという地域医療の確保の面からも重要であることから、令和元年度中に要綱を策定した上で、令和2年度は現在の補助率で補助事業を実施していくこととするが、それ以降については改めて負担割合を検討したうえで、補助事業を実施する。		